

平成26年10月27日開催

新庄市農業委員会第5回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年10月）議事録

1. 開催日時 平成26年10月27日（月）午前10時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（20名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
9番 畠腹 銀蔵	11番 小嶋 忠昭
12番 柏倉 嘉門	13番 佐藤 喜代志
14番 今田 栄二	15番 井上 茂雄
16番 吉野 昭男	17番 星川 勇吉
18番 清水 哲夫	19番 笹 行也
20番 三原 常男	21番 齋藤 謙二

4. 欠席した委員（1名）

10番 清水 清秋

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第14号 農地法第5の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第16号 農地中間管理機構による農用地買い入れ協議について
- 日程第 6 報告第17号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 8号 2アール未満農地転用届出について
- 日程第 9 報告第 9号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 10 報告第10号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫		

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成26年度新庄市農業委員会第5回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、八向地区の清水清秋委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第5回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を

慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番の今田則雄委員と17番の星川勇吉委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と渡部瑞姫君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの3件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄1番、10月22日に調査した結果をご報告申し上げます。△△さんと△△くんは親子関係であります。母から子への贈与ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番について、10月21日に調査確認したところ、△△さんと△△さんに電話で調査、確認したところ問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番につきまして、10月23日に調査した結果を報告させていただきます。調査月日は9月23日です。親子関係であり、△△さんが新規就農でうるい栽培をすることということで、親から子への贈与でありますので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区で1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について、10月22日調査した結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでした。なお資料のほうにあるように、申請地は会

社のそばであります。現地を確認した結果、問題ありませんでしたので、よろしくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第14号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第15号農地法第18条第6項の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第15号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区で3件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区1番について、10月17日に調査、確認したところ、なんら問題ありませんでしたのでよろしくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区2番について報告いたします。10月24日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区3番について報告いたします。10月24日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第15号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第15号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第16号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第16号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議について、新庄地区で2件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第16号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議について、新庄地区1番について、10月22日に調査、確認したところ、事由は詳細のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第16号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議について、新庄地区2番について、10月22日に調査、確認したところ、事由は詳細のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第16号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第16号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第17号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、柏倉嘉門委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「柏倉嘉門委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、所有権移転3件、について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第17号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第17号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「柏倉嘉門委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野

地区2番までの5件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、5件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第8号2アール未満農地転用届出についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第8号2アール未満農地転用届出について、萩野地区1件ございましたので、議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第8号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第8号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第9号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第9号農業振興地域整備計画の変更について、稲舟地区1件、萩野地区1件、ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第9号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第9号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第10号、報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年10月27日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 今田 則雄

議事録署名委員 星川 勇吉